

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人愛生福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び役員退任功労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、役員に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の常勤理事の報酬は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 各々の常勤理事の報酬は、別表1に基づき、その役位、職務、資格等を勘案して、理事会が決定する。
- 3 監事に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 5 常勤の理事に対する役員賞与の総額は別表4のとおりとし、理事長は理事会の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の理事に配分するものとする。
- 6 役員に対する退任功労金は、別途定める役員退任功労金規程に基づき算定した額を支給する。
- 7 各評議員の報酬等は、定款第8条で定める金額の範囲内において別表3に定める額を支給する。

（報酬の支給日）

第5条 常勤役員への報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 3 非常勤役員への報酬は、年度末に開催される理事会出席時等に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は「役員等の報酬、諸手当及び出張旅費に関する規程」を廃止し、平成29年4月1日から遡及施行する。

別表 1 常勤理事の報酬月額

- (A) 理事 1 1 7 万円までの範囲内
- (B) 業務執行理事 . . . 1 4 0 万円までの範囲内
- (C) 常務理事 1 5 0 万円までの範囲内
- (D) 理事長 2 5 0 万円までの範囲内

別表 2 監事の報酬

- ・年間報酬総額 . . . 2 0 万円までの範囲内

別表 3 非常勤役員・評議員の報酬

- ・年間報酬総額 . . . 2 0 万円までの範囲内

別表 4 常勤役員賞与

- ・基準日在職の常勤役員の報酬月額 × 支給計数 (0～1.5 ヶ月)